



# 三重県公報

令和3年11月12日 (金)

第 260 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
684	令和2年三重県商品流通調査の実施	( 統 計 課 )	2
685	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	2
686	同件	( 同 )	3
687	同件	( 同 )	3
688	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	( 同 )	3
689	同件	( 同 )	6
690	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	6
<b>正 誤</b>			
	令和3年1月5日付け三重県公報第171号	( 治 山 林 道 課 )	7

<b>告 示</b>
------------

**三重県告示第 684 号**

三重県統計調査条例（平成 21 年三重県条例第 7 号）に基づく県統計調査の実施について、次のとおり告示します。

令和 3 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 調査の名称  
令和 2 年三重県商品流通調査
- 2 調査の目的  
三重県における製造業の流通実態を把握して、三重県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査の期間  
令和 3 年 11 月 24 日（水）から同年 12 月 24 日（金）まで（31 日間）
- 4 調査対象の範囲  
工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ、県内シェアの約 90%以上をカバーするよう選定した事業所
- 5 調査の方法  
郵送調査又はオンライン調査
- 6 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項  
製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額及び国内向け出荷額のうち消費地別構成比
  - (2) 基準となる期間  
令和 2 年 1 月 1 日（水）から同年 12 月 31 日（木）まで
- 7 結果の公表方法  
令和 2 年三重県産業連関表として公表する。

---

**三重県告示第 685 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 11 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
度会郡南伊勢町方座浦字磯田 126、126 の 1、127 の 4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 686 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 11 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町下之川字大谷 5797 の 2、5797 の 12
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 687 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 11 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町上多気字平谷 695、695 の 1、696、697、697 の 1、699、700、700 の 1、701、724、725 の 2、725 の 3、726 から 728 まで、728 の 1、746 から 751 まで、753
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 688 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 11 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 通知することができない者の氏名

落合 蕃子

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町河内字下之垣内 2870 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下之垣内 2870 の 1 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

小松 源平

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字小まつ 5271、5272

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

谷口 弥市

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町川上字ハサガノ 3516

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハサガノ 3516 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 4

1 通知することができない者の氏名

谷口 八朗

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町川上字ハサガノ 3517、3517 の 1、3519

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハサガノ 3517 の 1・3519 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 5

1 通知することができない者の氏名

森本 俊雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字尻屋 5965 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 6

1 通知することができない者の氏名

藤原 キノ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字峠東 6754

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示 689 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和3年11月12日

三重県知事 一見勝之

#### 第1

1 通知することができない者の氏名

松嶋 竹郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字倉骨 5234 の 59、5234 の 107

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第2

1 通知することができない者の氏名

松井 幸照

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字トリガウエ 3506 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 690 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年11月12日

三重県知事 一見勝之

## 第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1308 番 5 地先から 員弁郡東員町大字鳥取字口沢 1428 番 4 地先まで	旧新	7.0～17.1	74.3
	新	2.0～3.8	30.3

## 第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽阿児線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市相差町字大坂 2120 番 153 地先内	旧	23.0～36.3	42.3
	新	23.0～54.6	42.3

## 第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 賀田港中山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市賀田町字下向井道下 541 番 9 地先内	旧	7.0～10.5	15.0

## 正 誤

令和3年1月5日付け三重県広報第171号に掲載しました、保安林の指定施業要件の変更に係る通知の告示中  
 ページ 行 誤 正  
 6 9 (次の図に示す部分に限る。) (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---